

THE CITY OF SUZUKA



さあ、きつともつと鈴鹿。

2021年度

予算編成に対する

要望書

公明党 鈴鹿市議団

鈴鹿市予算要望

令和2年は、東京オリンピック・パラリンピックの開催に沸き、輝かしい年となることが期待されましたが、新型コロナウイルスの世界的大流行により、オリンピックをはじめ様々なイベントが延期や中止を余儀なくされ、かつて経験したことのない未曾有の国難ともいえるべき事態に直面することとなりました。

現在、コロナ禍の影響により、全国的に多くの人々が暮らしと仕事の基盤を脅かされており、本市においても、飲食店をはじめ多くの中小・小規模事業者・個人事業主などが、厳しい経営環境にさらされ、家計においても予断を許さない状況が続いております。

今、市政に求められることは、感染症の脅威から市民の命と健康、そして生活を守ることであり、感染拡大防止と社会・経済活動を両立させ、市民の安全・安心を取り戻し、再び発展、繁栄への道筋を切り開いていくことです。

国政においては、菅新内閣が発足し、自民・公明両党は改めて、政権合意文書を取り交わし、新型コロナウイルスの対策に万全を期すとともに、同ウイルスの拡大で大きな打撃を受けている経済を回復軌道に乗せることに総力を挙げていく方針を確認しました。

連立政権合意では、行政のデジタル化、少子化対策、地方創生を進めていくことも明記されました。

菅首相は、『コロナ禍でデジタル化の遅れが浮き彫りになった。デジタル庁をつくって国民の皆さんがいちいち役所に行かなくても、いろいろな手続きが土曜も日曜も関係なく24時間できるようにしたい。』と述べ、首相として役所の縦割り、既得権益、あしき前例を打破し、規制改革を進め、国民のために働く内閣をつくっていく決意を示しました。

新型コロナウイルス感染症の収束が、俄かに見通せない状況下で、本市においても、今後の財政状況の悪化、税収など歳入が大きく減ることが懸念される中で、業務の効率化を進めるとともに、市民にとって必要性が低い事業については見直しを行う必要もあります。

今般の新型コロナウイルス感染症に関する対応については、本市でも、多くの課題が明らかとなり、市民から様々な意見も寄せられました。

今後、個人情報の保護や過度の不安による偏見等に繋がらないよう配慮した上で、積極的に市民へ正しい情報をタイムリーに発信することも重要な課題です。

一方、延期された東京オリンピック・パラリンピックとともに、来年開催される「三重とこわか国体・とこわか大会」は、ポストコロナ時代にふさわしい大会として期待が膨らみます。

本市としても、鈴鹿の魅力为全国に発信する大きなチャンスと捉え、経済的効果に繋がるよう、情報発信など創意工夫を重ね、市民の活力を最大限に引き出すことも大事です。

歳出の抑制、新たな財源の確保、市民負担の軽減、市民サービスの向上のため、従来の思考、前例の踏襲による市政の運営を見直し、新たな時代の市政の旗振り役として、市長のリーダーシップに期待致します。

「新しい生活様式」によるアフターコロナ、ウィズコロナを見据え、市民の安全と暮らし、鈴鹿市の未来を守るため、鈴鹿市議会公明党として、2021年度予算に対する要望をまとめました。

<危機管理部>

・防災

1. 災害時要援護者リストの充実を図り、地域と連携して要援護者情報を共有し、避難及び安否確認が的確にできる体制を更に進めること。
2. 避難所の階段やトイレに手すりを設けるなどバリアフリー化とともに、液体ミルクなど、災害弱者に配慮した備えを進めること。
3. 障がい者が安心して避難生活ができるための福祉避難所の充実を図ること。
4. ペットが同伴できる避難所の確保に努めること。
5. 女性や幅広い年代層の視点を生かした防災対策を進めるとともに、女性や子供などが安心して生活できる避難所の整備を行うこと。
6. 各々の実態に即した地域毎の避難所運営マニュアル及び、災害の種類に応じた避難計画を全ての地域で策定し、住民参加型で地域の実態に即した訓練を定期的実施すること。
7. 津波避難ビルの指定に当たっては、指定基準を十分に検討したうえ、なお一層の拡大を図ること。また、津波避難ビルの指定確保が困難な地域については、早急に津波避難タワー等の設置を進めること。
8. 土砂災害等の危険が予測される地域の避難所については、早急に対策を進めること。
9. 外国人や障がいのある人に対して災害情報や避難所の位置などの情報を伝えるため、外国語表記、やさしい日本語表記等、情報のバリアフリー化を進めること。
10. 大規模地震に備え木造住宅の耐震改修助成については、補助率、補助限度額の一層の拡充について検討すること。
11. 木造住宅の耐震改修補助金を直接指定業者に振り込む、代理受領制度を導入すること。
12. 非常時だけではなく、様々な活用方法がある「被災者支援システム」の活用を図ること。

・交通安全

1. 危険な交差点に自動車、自転車等の一時停止を促す標示を設置すること。
2. 摩耗して見え難くなった横断歩道等の白線、グリーン帯等の補修を早期に行なうこと。
3. 新名神の開通など交通量の増加が懸念される、通学路を含めた生活道路の集積地について、安全対策を更に進めること。
4. 通学路については、児童の安全な通行を確保するために点検を実施し、歩道のカラー舗装化など、さらなる整備促進を図ること。
5. 曇り難いカーブミラーの導入を進めること。
6. 市民の交通ルール・マナーの向上を図る啓発を更に進めること。
7. 高齢者の自動車事故を未然に防ぐため、免許返納による移動手段確保の支援策を検討すること。
8. 高齢ドライバーの交通事故未然防止のため、後付け安全運転支援装置設置費補助を継続すること。
9. ゾーン30の設置を進めると共に既存のゾーン30の周知徹底を図ること。

<政策経営部>

1. 市民の利便性を考慮した公共施設の再編・複合施設化などの計画を早期に示すこと。
2. 公共施設の管理・運営にあたっては、市民サービスの向上と一層の効率化を図るため、指定管理者制度の充実を図り、その選定については透明性・競争性を確保すること。
3. あらゆる媒体、機会を活用して、市の魅力を発信し、効果的なシティセールスを行うこと。市の魅力をアピールする情報を、ふるさと応援大使へ定期的に提供し、情報発信を積極的に行うよう協力を依頼すること。
4. 行政のデジタル化、オンライン申請を早期に実現するための体制を整え、国の動向を注視し、予算の確保に努めること。
5. 経費の削減、業務の民間への委託などを進め、効率的な経営と財政の健全化に努めること。
6. 税外収入を確保するため、市が所有するインフラを最大限有効活用すること。
7. 学校施設整備費は公共施設マネジメントに基づき一定額を確保した上で、予算総額に占める教育予算の比率を高めること。
8. メルモニあんしんメールの内容を充実させて、登録者数を増やすよう努めること。
9. テレビ・ラジオ等の広報媒体については、費用対効果を確認して、削減・廃止を含めた見直しを図ること。
10. SNS など、様々な媒体を活用し、市民が求め、生活に役立つ情報発信に努めること。
11. 公共施設のユニバーサルデザインを推進するための予算を拡充すること。
12. 図柄入りご当地ナンバーの導入を進めること。
13. 新規事業の予算を確保する手法として、クラウドファンディング等を検討すること。

<総務部>

1. 職員研修の充実を図り、職員自身の倫理モラル及び、市民サービスの向上に一層努めること。また、職員の専門性を高めるため、短期での異動を抑制して、公募による職員のやる気の発揚を図ること。
2. 職員の交通安全意識向上のため、全ての公用車にドライブレコーダーを設置すること。
3. 本庁舎内での広告掲示や公用車への広告掲載などによる自主財源確保及び、庁舎内における経費削減に努めること。
4. ワークライフバランス及び、職員の健康管理のため、適正な人員配置、業務の効率化、ワークシェア等による時間外勤務の削減を計画的に行うこと。
5. 庁舎内の案内掲示など、外国語表記、やさしい日本語表記、大きな文字等で、誰にでもわかりやすい表示による情報のバリアフリー化を進めること。
6. 庁舎の営繕管理部門を公共施設マネジメント部署に移行し、予算を含め一元管理すること。
7. 市民が各種手続きを簡易に行えるよう、窓口の配置を工夫し、一元化に努めること。

<地域振興部>

1. 市民サービスの向上と業務の効率化を図り、市民窓口の民間委託を推進すること。
2. 死亡時の手続きは煩雑で多岐に渡るため、ご遺族の方の負担を少しでも減らせるように「おくやみコーナー」を設置すること。
3. 「地域づくり一括交付金」については、公平性を確保し、各地域の実情に応じて活用できる使い勝手のよい制度であるか、検証を行い、改善に努めること。
4. マイナンバー制度の活用による市民サービスの向上を図るとともに、付加価値を活用した施策により、マイナンバーカードの普及に努め、マイナポータルの活用を推進すること。また、個人情報保護対策に万全を尽くすこと。
5. 「性的少数者の人権を尊重する社会」の形成を推進するため、同性カップルに対して、婚姻に相当する関係と認める「同性パートナーシップ証明制度」を導入すること。

<健康福祉部>

・健康・医療・生活支援

1. 救急医療体制の強化充実のため「かかりつけ医」制度の普及推進に取り組むこと。
2. 自殺との関連が深いうつ病対策については、県と連携して「認知行動療法」の普及啓発及び認知行動療法ディケアの実施をすること。
3. 子宮頸がん・乳がんを始めとするがん検診受診率強化策と共に、市民への啓発に努めること。
4. がん検診率向上のため、オプトアウト方式を活用して、がん検診券と特定健診の案内をセットで送付すること。
5. 胃がん検診の内視鏡検査希望者全員に沿える体制に取り組むこと。
6. 男性特有のがんである前立腺がんのがん検診無料クーポンを始めること。
7. がん終末期医療を含めた、在宅医療・在宅療養支援体制の構築を図ること。
8. 医療用かつら等、アピアランスケア(がん治療に伴う外見の変化に対するケア)に対する支援を行うこと。
9. 妊産婦の歯科検査の充実を図ること。
10. 特定不妊治療・一般不妊治療費の助成は、一律の助成期間ではなく、個別にさらなる拡充を図ること。
11. 男性不妊治療費の助成を行うこと。
12. 「不育症」についての啓発を進めるとともに、不育症治療費の助成を行うこと。
13. 健康マイレージや、健康情報などにマイナンバーカードを積極的に活用すること。
14. 糖尿病等重症化予防のため、レセプトデータを活用した保健指導を進めること。
15. 子ども医療費の窓口負担を無くす現物給付の対象を中学生まで拡充すること。
16. 生活相談窓口に、社会福祉協議会職員を常駐させ、支援体制の強化と手続きの簡易化を図ること。
17. 新生児聴覚スクリーニング検査に対する助成制度を創設すること。
18. 妊婦に対する保健指導、相談がオンラインで出来るよう体制を整えること。

・高齢者福祉

1. 高齢者が安心して暮らせる住まいを選択できるよう施設整備と在宅介護の支援充実を図ること。
2. 高齢化で医療を必要とする高齢者の増加から急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、切れ目のない医療を受ける事ができる安心の在宅医療の体制づくりに取り組むこと。
3. 各地域で徒歩圏内に高齢者の居場所づくりを推進すること。
4. 住宅のバリアフリー化改修補助金を直接指定業者に振り込む、代理受領制度を導入すること。
5. 認知症等による徘徊者保護のため、連絡先等を記したQRコードシール等の導入を検討すること。

・障がい児・障がい者福祉

1. 相談支援体制の強化と情報提供、相談機能の拡充を図ること。
2. 障がい者が住み慣れた地域社会で生活が続けられるよう、ホームヘルプサービス、ショートステイの充実を図ること。
3. 障がい者が地域で自立した生活を営むことが出来るよう就労支援策の強化充実に努めること。市役所に一般就労に向けた訓練の場として、障がい者のワークステーションを設置すること。
4. 「国等による障がい者就労施設からの物品等の推進等に関する法律」の制定を踏まえ、授産製品等の調達を更に進めること。
5. 中途視覚障がい者対策・聴覚障がい者対策の充実を図ること。
6. 障がい児、障がい者の医療費窓口負担を無くす現物給付導入を検討すること。
7. 県や民間と連携して引きこもり対策を、積極的に進めること。
8. 障がい者医療費助成について、県内他自治体との助成対象格差を是正するため、身体4級まで、精神2級まで対象を拡充すること。

<子ども政策部>

1. 乳幼児だけでなく小学生以上も利用できる児童館を設置すること。
2. 妊娠期から切れ目のない支援を行う鈴鹿版ネウボラとして、産後うつ等、子育てに悩みや不安を抱える母親に対する産後ケア事業を行うなど、子育て支援の充実に努めること。また、アプリなどの活用を積極的に進めること。
3. 初めて出会う絵本「ブックスタート」の導入実施をすること。
4. 児童養護施設の整備に当たっては、乳児養育および自立援助機能等を併せ持った施設を目指すとともに、施設のユニット化など入所児童一人ひとりを家庭的な居住環境で養育できるよう処遇の向上を図ること。
5. 子どもの貧困対策として、庁内で情報を共有し対策を一元的に行う体制を整えること。
6. 子ども食堂設立・運営に対する支援を行うこと。
7. 発達障がい児の早期発見に努め、子どもの発達に応じた途切れのない支援を進め、特別支援教育の充実に取り組むこと。
8. 放課後児童クラブの拡充等を進め待機児童の解消を図り、安心の子どもの居場所づくりを図ること。
9. 妊娠時や幼児期に官民間問わず有料の子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」の発行を検討すること。
10. 病児・病後児保育の更なる拡充を図ること。
11. 事故や虐待を含むすべての子どもの死亡事例を調査し、予防するための知見を施策に反映させるため、三重県と連携して「チャイルド・デス・レビュー」を進めること。

<産業振興部>

1. 観光資源の発掘に努めるとともに、アプリ等IT 機器を活用した観光情報の提供の充実に努めること。
2. 三重とこわか国体・とこわか大会の開催を契機に、宿泊客・リピーターの拡充、消費拡大、地域の活性化につながるよう、鈴鹿市の魅力を積極的かつ効果的に発信すること。
3. 観光客などが情報取得できるよう、公共施設や駅等でのW i F i 環境整備を進めること。
4. 外国人観光客の誘致を推進するため、8 耐やF1 など鈴鹿の魅力を活かした観光プロモーションを推進すること。
5. 有害鳥獣被害防止のため、地域の有害鳥獣被害防止対策協議会による官民一体となった体制づくりを行うとともに、補助事業の充実に努めること。
6. 雇用確保、地域経済活性化のため、企業誘致を更に積極的に進めること。
7. 漁港の安全確保のため、防風、防波対策を進めること。

<文化スポーツ部>

1. 鈴鹿市文化会館のつり天井等非構造部材など、公共施設の防災対策を早期に完了させること。
2. 西部体育館のバリアフリー化、みんなのトイレの整備を早期に進めること。
3. 老朽化した公民館の改修、バリアフリー化、男女別トイレ・みんなのトイレの整備を早期に進めること。
4. 文化・体育施設の保守管理費確保のため、施設命名権を活用するなど更なる財源確保に努めること。
5. 伊勢型紙、鈴鹿墨など伝統産業の継承・発展に努めること。
6. 東京五輪・国体に向け、体制・施設の整備を進めるとともに、市民の健康維持のため、スポーツ振興を図ること。
7. 文化施設の指定管理移行を進め、市民サービスの向上に努めること。

<環境部>

1. 鈴鹿市環境マネジメントシステム（EMS）において、具体的な数値目標を定め、実行計画を策定して目標達成に向け全庁的に取り組むこと。
2. 省エネ、省資源型のライフスタイルの確立や燃料電池など、最新環境技術の導入促進を図るとともに、公共施設の芝生化・緑のカーテン等の推進を図ることにより、地球温暖化防止・低炭素社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進すること。
3. 低炭素社会の実現に向け、一般住宅および事業所向けへの再生可能エネルギーなど、設置補助制度の更なる拡充を図り、地域に配慮しつつ自然エネルギーの普及を促進すること。
4. 環境審議会の充実を図り、地域に密着して市民の健康保持と生活環境の改善を進めること。
6. 循環型社会の構築のため4Rを推進し、ごみの減量化を図り、ストックヤードの延命化を図ること。
7. 古紙持ち去り防止条例の実効性を確保するため、条例の内容を市民や実施団体へ広報周知するとともに、回収業者等と連携したパトロールの更なる強化に努めること。
8. 家電リサイクル法の対象品目をはじめ、ごみの不法投棄について対策を強化すること。
9. 産業廃棄物については、事業者処理責任の原則の徹底を図り、産業廃棄物の適正処理および、減量・リサイクルの監督・指導の強化に努めること。
10. ゴミ出しが困難な高齢者や要援護者に対しての個別回収を検討すること。
11. 斎場で、通夜式・告別式も対応出来るよう整備を進めること。また、ペット火葬ができるように斎場の整備を進めること。
12. ペットの殺処分0を目指した対策を進めること。
13. 飼い主のいない猫の避妊、去勢手術費の助成を行うこと。

<土木部>

1. 治水対策について、国、県に対して改修促進の要望を行うとともに、広域河川、準用河川、普通河川、一般排水路等の改修事業を推進するとともに、草木の伐採や堆積土砂の撤去を行うなど、浸水被害の解消を図ること。
2. 大雨やゲリラ豪雨時における被害の解消を図るため、排水路の整備、貯留施設や浸透施設の設置など、浸水対策を一層強化すること。
3. 急傾斜地域は、大雨等の災害による崩落時には、人命や人家に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、当該箇所における急傾斜崩壊対策の早期施工を実施すること。
4. 生活道路の整備補修を進めるとともに、歩車道分離の整備に努めること。
5. 高齢者・障がい者にやさしい、ユニバーサルデザインに配慮した道路となるよう、広域避難所など公共施設や福祉施設の案内標示や文字を図柄等で表示すること。
6. 道路の不法占用物件の適正化や歩行者の安全空間の確保に引き続き努めるとともに、舗装道路の補修や道路清掃等、道路の維持・管理の一層の充実を図ること。
7. 浸水被害の解消のため、浸水危険地域に表示を進めること。
8. 浸透式雨水ます及び、雨水貯水タンク設置費補助を検討すること。

<都市整備部>

1. 交通不便地域対策として、デマンドタクシー等の試験運行や、75歳以上の運転免許証非保有者等へのタクシー割引(補助)券配布など、早期に具体策の検討を進めること。
2. 新しい公共交通システムについて、地域と協議を早期に進め、導入を図ること。
3. 定期的にCバスを利用する生徒・学生、高齢者に対して、割引を行い負担軽減と利用促進を図ること。
4. 通学に公共交通を利用する生徒・学生の負担軽減のため、自転車駐車場の交通系ICカードの利用と定期券等による更なる割引を検討すること。
5. 冠水水位や避難経路等がその場で分かるように電柱等に分かりやすく標記すること。
6. 白子駅前にドライミストを設置すること。
7. 市民の健康増進のため、公園に健康遊具の設置を進めること。
8. 大型公園の空き地を活用した、ドッグランの整備を進めること。
9. 空き家対策として、条例を制定し、管理不全の空き家の除去、空き家バンクの活用、リノベーションによる定住促進を進めること。
10. 市営住宅の在り方を見直し、跡地の売却、民間借り上げなど有効活用を図ること。
11. 市営住宅の家賃滞納対策を適正に行い、収入の確保に努めること。
12. 市営住宅への入居に際し、連帯保証人の確保が困難な、高齢者や障がい者などに対して、条件の緩和を検討すること。
13. 市営住宅の入居時に、浴槽及び風呂釜等の設置費用の負担軽減、退去時の撤去費用の負担軽減を図ること。
14. スケートボードが出来る公園の整備を進めること。

<上下水道局>

1. 国の補正予算を活用して配水管の耐震化を着実に進め、地震等災害時の飲料水を確保すること。また重要給水施設へ至るルートの耐震化については、早急を実施すること。
2. 軌道下、緊急輸送道路下、河川下などの管路の耐震化を早急に進めること。
3. 配水管の老朽化対策については予算を確保し、着実に改修を進めること。
4. 下水本管の老朽化対策を計画的に行うこと。
5. 下水道事業について、合併処理浄化槽への変更も含めた整備手法の検討を行い、下水道整備区域計画の見直しを進めること。
6. 業務の効率化、収入の確保に努め、市民負担が重くならないよう、経営改善に努めること。

<教育委員会>

1. GIGA スクール構想により整備した I C Tを活用して、GIGA スクールサポーター配置、デジタル教科書、オンライン学習環境を整備し、授業内容の改善を推めること。
2. 特別支援教育の充実に取り組むこと。重度・重複障がい児の教育環境の整備充実を図ること
3. 避難所となる小中学校の屋内運動場にエアコンの設置を進めること。
5. 学校トイレの洋式化を早期に進めること。
6. 河曲・牧田小学校の老朽化した学校屋内運動場の改修整備を早急に行うこと。
7. 教室の窓ガラス飛散防止等、学校施設の防災対策を更に進めること。
8. 自らの判断で自分の命を守る力を養う防災教育の充実を図ること。
11. 視覚障がい者を始めとする、読書が苦手な児童、生徒の学習意欲向上のためマルチメディアディジー教科書の活用を図ること。
12. いじめ防止と根絶の対策を進めること。
13. 通学路の安全対策強化を推進すること。
14. 自転車通行ルールなどの徹底、危険予知トレーニングを活用した学校教育、生徒指導をきめ細かく行い、交通ルールを守ることの大切さを子どもたちに伝えること。
15. 不登校対策として、スクールカウンセラーの拡充とスクールソーシャルワーカーの拡充をすること。
16. 放課後児童クラブに空き教室を提供するなど、安心の子どもの居場所づくりを図ること。
17. がん検診を受診することの大切さを伝える、がん教育を積極的に進めること。
18. 動物愛護教育など、命の大切さについての授業を充実させること。
20. LGBT などの性的マイノリティに対する正しい理解を広めるため、当事者等による講演会を実施するとともに、学校での生活において細やかな配慮に努めること。
21. 教員の業務負担軽減のため、学校給食費の公会計化を推進すること。
22. 小中学校の水道蛇口に非接触型の導入を進めること。
23. 小中学校トイレ電気の自動スイッチ化を進めること。

<消防本部>

1. 大規模災害や特殊災害に備え、消防車両、消防装備など消防力の充実強化を図ること。
2. 消防職員の定数確保、適正配置を図ること。
3. 消防団員の待遇を改善することにより、若者にも魅力ある消防団を目指すとともに消防団員の資質向上を図るため講習会等の内容充実に努め、消防団活動の充実強化を進めること。
4. 消防救助体制の強化および装備の充実を図ること。
5. 救急隊の増隊をはじめとして、救急業務の高度化に対応する救急救命士の継続的養成に努め、救命率の向上を図ること。
6. 住宅防火対策の一環として、義務化されている住宅用火災警報器装置の普及啓発を一層推進すること。
7. 救急車の適正利用について市民に対して更なる普及啓発に努めること。
8. 女性や高齢者などでも簡単に消火活動ができるよう、スタンドパイプ消火資機材などの導入を図ること。
9. 救急情報ネックレスの更なる普及に努めること。
10. 文化的歴史的価値のある建物の防火対策を更に進めること。

<選挙管理委員会>

1. 投票率向上のための啓発に努めるとともに、期日前投票所の拡充に努めること。
2. 18歳以上への投票権付与に伴い、大学構内、専門学校施設内での期日前投票の実施を検討すること。
3. 投票率向上に向けた啓発事業を積極的に行うこと。
4. 共通投票所の設置に努めること。

以上